

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(名称等)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 生活介護施設は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第7項</u>に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）を行う。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 生活介護事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第7項</u>に規定する生活介護に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(費用負担)</p> <p>第8条 利用者（措置による利用者を除く。）は、<u>法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 生活介護施設は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第6項</u>に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）を行う。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（<u>法第5条第6項</u>に規定する生活介護に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 利用者（措置による利用者を除く。）は、<u>法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。